

Sport for All ムーブメントから捉える 総合型地域スポーツクラブ育成の課題

小林 勉 スポーツ科学教育講座
渡辺敏明 スポーツ科学教育講座

1. はじめに

総理府の『観光白書』によると、1965年に一世帯当たりの年間消費支出に占めるレジャー関連支出の割合が17.2%だったのに対し、1993年には24.2%と大きく増加している¹。また高度経済成長期以降、特徴的であったそれまでの仕事中心の社会からの離脱現象を象徴するかのようになり、仕事よりも余暇を重視する「余暇重視派」の割合は、32.7%にまで上昇している²。こうしたレジャー市場の拡大と生活水準の上昇にともない、「Sport for All」や「生涯スポーツ」という言葉がクローズアップされ、生涯スポーツ社会の実現を目指して各種スポーツ振興策が講じられている。

こうしたなか、2010年までに各自治体において少なくともひとつは総合型地域スポーツクラブの設立を目標として、文部科学省を中心に、総合型地域スポーツクラブの育成という事業を大規模に推進してきている。愛知県成岩地区の「成岩スポーツクラブ」や富山県福野町の「ふくのスポーツクラブ」、東京の「向陽スポーツ文化クラブ」などに代表されるように、総合型地域スポーツクラブは様々な形態をとりながら、徐々にではあるが全国的な広がりを見せつつある。長野県においては行政機関が中心となり、県内の総合型地域スポーツクラブ育成事業を支援するために、平成13年10月より長野県体育センターを広域スポーツセンターとして指定し、各地の総合型地域スポーツクラブ設立・育成に向けて、積極的な育成支援事業を展開している。

ところが、こうした総合型地域スポーツクラブ育成事業が全国的な広がりをもって展開されてきているのとは対照的に、その設立数は現在のところ全国で159クラブと遅々として進んでいない³。文部科学省においては平成7年度よりモデル事業を実施するなど、各種の取り組みを展開してきているものの、そのような積極的な取り組みに応じて設立数が順調に伸びてきているのかというと、必ずしもそうともいえない状況なのである。

完全学校週五日制の実施による青少年のスポーツ活動の受け皿としての役割やコミュニティ再編の中核、高齢者の生きがいづくりの場の提供など、多様な文脈から大きな期待を向けられる総合型地域スポーツクラブは、現代社会の抱える課題に対する解決の契機として、ときに過剰とも思えるほどの「万能薬」的な役割を背負わされていることが多い。そのため、その育成事業の過程においては、地域住民のあいだで総合型地域スポーツクラブの必要性を十分に議論しないまま、例えば、一部の住民内だけで設立に向かおうとしたため、他の住民たちと衝突するなどの混乱も多くみられる。こうした混乱は、総合型地域スポーツクラブの本来目指す内実よりも、「総合型地域スポーツクラブ」という言葉だけが先走り、「総合型」というかたちばかりを性急に形作ろうとするなかで生じた混乱であり、さらに言い換えるならば、地域住民の

¹ 総理府編『観光白書』大蔵省印刷局1994

² 余暇開発センター『レジャー白書'95』

³ 総合型地域スポーツクラブ支援システムを掲げる「クラブあいネット」に登録されているクラブ数による。詳細は次のホームページを参照のこと。(http://www.clubainet.jp 2002年12月10日現在)

あいだで総合型地域スポーツクラブ育成の推進が求められてきた社会的背景について、その認識が十分に共有されないまま、様々な期待だけが錯綜して生じた混乱と捉えることもできる。

そこで本稿では、「そもそもなぜ総合型地域スポーツクラブが提唱されてきたのか」という問題に関して、スポーツ政策に関する世界的な動向を踏まえながら、総合型地域スポーツクラブが提唱されてくるまでの背景を捉えなおしてみようと思う。日本におけるスポーツ振興政策がどのように変遷し、我われは現在どのような動向のなかに置かれているのかということ把握することは、総合型地域スポーツクラブの設立を迫られている地域住民にとっては、その必要性を議論していく際の基盤となる点で、ことさら重要なことである。本稿は、総合型地域スポーツクラブの設立・育成について語ろうとするときに頭をもたげる「社会問題解決のための万能薬」的な議論に抗しつつ、「Sport for All」や「生涯スポーツ」というスローガンがどのような文脈から発せられ、現在、スポーツ政策における論点はどこに定められてきているのかについて考察することを課題とするものである。

2. 国民訓育のためのスポーツ政策から福祉を基底にしたスポーツ政策へ

それでは、スポーツに対する政策は、いつ頃から始まったのだろうか。スポーツという言葉が示す対象をどのように捉えるかによって、それは大きく異なるが、とりわけ臨戦状況下と終戦後においては、スポーツ政策の政策的目標が大きく変容することから、ここでは本稿の課題に即したところで、第二次世界大戦をひとつの大きな転換期と捉えながら、スポーツ政策の変遷について概観していくことにする。

日本におけるスポーツ政策は、臨戦体制を整えつつあった1930年代以降、国家的な規模で急進的に取り組まれたという点に大きな特徴がある。日本では1938年に国民の体力問題を扱う機関として厚生省が新設され、その専門部局として体力局が設けられた。翌1939年には国民体力政策の一環として「体力章検定」が制定され、15歳～25歳男子を対象に、走(100m・2000m)、跳(走り幅跳び)、投(手榴弾投げ)、運搬、懸垂などの検定が行われ、合格者は上級・中級・初級と区別された。これらは「軍事力と労働力の生産と再生産、臨戦体制への思想動員のために」⁴展開されたのであって、戦場で要求される基礎運動能力を想定したこれらの検定制定の背景には「国民を人的資源として捉える軍国主義思想」⁵の影響を色濃く反映しながら、スポーツを国民訓育のために積極的に活用したところに、この期のスポーツ政策の特徴があるといえよう。

第二次世界大戦後、世界各国は国家再建、国民の福祉向上にとりくみ、それと連動してスポーツ政策はその性格を大きく変化させる。ミリタリズムに突出したスポーツ政策による支配層からの一方的な統制は、スポーツを一面的な発達へと導いていったが、先進諸国においては、まずそうした戦時体育を払拭することから変革が始まった。つまり、戦時体制的なスポーツ政策の中でスポーツの主人公として位置づけられることのなかった「国民」が、余暇の創造的活用と健康な生活のためにその中心に据えられことで、軍事化を遂げるなかで要求された人的資源開発という側面から、福祉を基底にした新しい人的資源開発へと進展してくるのである。

例えば西ドイツでは、1960年に、西ドイツ・オリンピック協会が、スポーツ施設の充実に向けて15カ年の年月をかけて実現することを目標に「ゴールデンプラン」を発表し、地域と学校スポーツの促進を施設の面から推進する。またイギリスにおいても、自由時間の増大、生活様式の変化による身体活動の減少、その反動としての健康への関心の高まりといった状況を背景に、1957年にウォルフエンデン委員会(The

⁴ 中村敏雄編『スポーツ政策』p.84 大修館書店 1983

⁵ 成田十次郎編『スポーツと教育の歴史』p.112 不昧堂出版 1988

Wolfenden Committee on Sport) が政府内に設立され、1960年には、地域社会と公共福祉重点型のスポーツ・レクリエーション政策の具体策が提案された「ウォルフエンデン委員会報告書 (The Report of the Wolfenden Committee on Sport)」が報告される⁶。そこでは、すべての国民がスポーツに参加する機会の増加をはかるために、中心機関としてスポーツカウンスルの設置が政府に提言され、それを受けかたちで1965年、スポーツカウンスルが諮問機関として発足、1972年には、予算配分など重要な権限を持つ執行機関へと昇格し、スポーツの中央組織として位置づけられることになった⁷。同1972年、「みんなのスポーツ宣言」がテレビやラジオを通して大々的に行われ、スポーツ施設の整備拡充とともに国民のなかでスポーツを振興させるために、スポーツ10ヵ年計画が発表された。この計画は、のちに施設供給の不均衡とスポーツ参加層の不平等などの反省点も指摘されることになるが、結果的にはスポーツ人口を拡大させ、また国際大会における自国選手の成績向上という成功をもたらすことになった。

一方、日本では、1947年の「学校体育指導要綱」の制定にともない、軍国主義的要素が排除されていく。1961年には東京オリンピックの開催をみすえて「スポーツ振興法」が制定される。また、1960年代から1970年代の初頭にかけて高度経済成長を遂げていく中で、都市部と農山村の人口格差が拡大していき、家族や地域社会の崩壊が顕在化するにつれて、国民の体力問題とは異なる目的を持つ「コミュニティ・スポーツ」が脚光を浴びてくるようになる。「コミュニティ・スポーツ」は、既存の地域連帯や共同体的な秩序が希薄になりつつある事態を改善することを目的として、スポーツ活動を通して地域住民の相互活動を促進し、それによって連帯感を高揚していくことを期待されて出現してきた。1969年に、国民生活審議会のコミュニティ問題小委員会によって作成された「コミュニティ：生活の場における人間性の回復」の報告は、まさにこうしたスポーツに対する期待の急速な高まりを象徴的に示したものとといえるだろう⁸。この報告を契機に、通産省による「わが国余暇の現状と余暇時代への展望」(1973年)、経済企画庁による「余暇社会への構図」(1973年)などが次々と発表され、そうしたなかで、「人間性回復のとりで」として、スポーツの振興が盛んに唱えられ、「生涯スポーツ」という言葉が次第に広く浸透し始めるのである。1970年代以降、『高度経済成長』政策のもたらす矛盾の激化するなかで、『福祉国家』論を補強するイデオロギーとしての役割を担い、スポーツは、『豊かさ』のシンボルとして、『生きがい』実現の場として、そしてまた、崩壊に瀕している『コミュニティ再編強化』のテコとしての役割を担って登場してきた、と中村がいうように⁹、戦後のスポーツ政策は、その目的・対象を著しく変化させ、当時の社会状況と密接に関連しながら大きな転換を遂げていったのである。

3. 生涯スポーツの源流：Sport for All (みんなのスポーツ) ムーブメントの展開

西ドイツにしても、またイギリスや日本にしても、それぞれ独自のスポーツ政策を展開しつつも、そこには共通の問題認識を読み取ることができ、しかもそれはカナダやアメリカ、フランスなど、先進国といわれる多くの国々においても同様のことがいえよう¹⁰。それはつまり、自由時間の増大による余暇時間の活用の方法という視点から提起される生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)という問題であり、技術革

⁶ J.ウォルフエンデンを議長とする委員会で、社会福祉増進に役立つような諸組織が行うべき実践的目標を、全英レクリエーション評議会に対して勧告することを目的に、1957年に設置された。報告書では学校を卒業後、多くの人々がスポーツとの関わりをなくしているという事実など重要な問題が数多く提起された。

⁷ スポーツ・カウンスルを中心としたイギリスのスポーツ政策については、以下の論考に詳しく、本稿においても参考している部分が多い。江刺正吾「現代イギリスにおけるスポーツ政策の検討：The Sports Councilを中心に」『スポーツ政策論』体育社会学研究会編 道徳書院 1987

⁸ 「社会体育」「生涯スポーツ」などとの様々な連続性を注視しながらコミュニティ・スポーツについてまとめたものとしては、松村の論考が参考になる。松村和則「生涯スポーツ、コミュニティ・スポーツを考える」『スポーツ社会学講義』森川貞夫・佐伯聰夫編 大修館書店 1989

⁹ 中村敏雄編 前掲書 p.135

¹⁰ 各国のスポーツ政策の推移については以下の書に詳しい。浅見俊雄ほか編『現代体育・スポーツ体系』第4巻 講談社 1984

新による機械化など労働形態の変化によって生じてくる運動不足という問題、さらには医療福祉関連予算の膨張による国家予算の圧迫という問題である。そうした一連の問題が国家的な課題として浮き彫りになってくるなかで、60年代後半から、その解決の実現に向け、スポーツ政策において体系的な取り組みが始まる。

こうして登場してくるのが、Sport for All (みんなのスポーツ) ムーブメントである。これはスポーツが、特定の社会階級の者、スポーツエリート、若人、都会人、男性などに限定されてきたことを反省し、その枠組みを越えて、あらゆる人々にスポーツを解放することをその理念としている。限られた一部の人のみのスポーツという考え方を克服しようとするムーブメントが、これ以後活発化し、早川が指摘するように、「スポーツの実践が基本的人権のひとつであること、また、人格の調和のとれた全面的発達のために重要な役割を果たすことなどが強調」され始める¹¹⁾。そして、その動きは先進諸国を駆け抜け、最終的には途上国も含めた大規模な決議採択へとつながっていく。

Sport for All の理念を最初に掲げたのは、1967年にノルウェー・スポーツ連盟が発表した「スポーツ振興 15ヶ年計画」である。「スポーツによって健康を取り戻そう」というスローガンのもと、国民健康づくり運動の気運が高まり、国民の誰もが日常生活の身近な場で定期的にスポーツに親しみ、健康で活力ある社会の実現が目指された。この計画はヨーロッパ各国のスポーツ政策に大きなインパクトを与えたが、この時点における焦点は自国のスポーツ政策だけにとどまっていた。

1969年には、ノルウェーの首都オスロで Sport for All に関する国際会議が初めて開かれた。参加国はスウェーデン、イギリス、フランス、スイス、オーストリア、西ドイツ、オランダ、ノルウェーの8カ国である。この会議では、これまでのスポーツ政策が、その対象を学徒や一部の愛好者、エリート選手の育成に限定されてきたことを反省し、一般人をも視野に入れた生涯にわたってのスポーツとして、それを個人の生活の必須部分として位置づけるべきであることが確認された。

オスロ会議での提案は、1975年、ベルギーの首都ブリュッセルで開催されたヨーロッパ評議会加盟21カ国の体育・スポーツ閣僚会議で決議採択された「ヨーロッパ・スポーツ・フォア・オール憲章」として結実した。

「人は誰でもスポーツに参加する権利をもつ」(第一条)

「スポーツを人間の重要な要因として受け止め、公共機関による適切な財政援助が必要である」(第二条)

このように、公共スポーツ政策の必要性が条文化された。それは翌年開催された「第一回国際体育・スポーツ閣僚会議」にも大きく影響していくことになる。日本をはじめ101カ国の担当大臣ならびに局長クラスの政府高官が出席した第一回国際体育・スポーツ閣僚会議は、1978年第20回ユネスコ総会での「体育・スポーツ国際憲章」の宣言という形でその成果をあらわした。

「すべての個人は、人格の全面的発達にとって、欠くことのできないスポーツに親しむ基本的権利を持つ」(第一条)

「国家機構は体育・スポーツにおいて主要な役割を果たす」(第二条)

これらの宣言は、スポーツが生活に欠かせぬ大切な事象であるとともに、国家政策のひとつとして重要な要素となることを確認した点において、大きな意義をもつといえる。

一連のヨーロッパにおけるスポーツに関する決議採択は、国際スポーツ界においても大きな方向づけを与えるモデルとして評価できよう。そして、それは先進国や途上国、社会体制の相違をこえた世界中の加盟国によって承認され、スポーツ政策に関する大きな潮流として現在に至っている。こうしたスポーツ政策の変化は、「人間性の回復、心身の健康の維持増進、さらには個人および社会全体の福祉向上に寄与す

¹¹⁾ 早川武彦『地球時代のスポーツと人間』p.108 創文企画 1995

るものであり、生涯にわたって生活の必須部分として位置づけるべきであるとする考え方が、社会の中でようやく認められるようになってきた」と、池田がその推移について約言しているように¹²、これらの Sport for All (みんなのスポーツ) ムーブメントは、「運動不足、医療費の増大、精神疾患の蔓延等人類の存亡をおびやかす先進諸国の『危機』に対応したもの」¹³として発現してきたのであった。生涯教育の見地からスポーツの重要性が指摘され、「生涯スポーツ」という言葉が闊歩し始めたのもこの期以降であり、現在、盛んに唱えられる生涯スポーツの源流は、ここに見出すことができる。

4. 21 世紀に向けた各国のスポーツ政策ヴィジョン

このように、戦前にみられた個々の身体能力の問題に力点を置くそれまでのスポーツ政策に、社会を構成する人間の関係性に焦点を置いた新たな役割が加えられ、同時に、医療費負担の問題が深刻さを増すなか、発病後を治療する医療の方法から、そもそも発病がしないよう病気を予防し、健康を高めるというポジティブ・ヘルスの立場を強調する視点への移行も、戦後の新しいスポーツ政策の特徴である。

しかしながら、Sport for All (みんなのスポーツ) ムーブメントが提唱されて 30 年以上を経過した現在、一連の課題が解決されてきたのかというと、必ずしも首肯できる状況ではなく、むしろコミュニティの崩壊は進行し、医療福祉関連予算は以前よりも国家財政を大きく逼迫してきている。こうしたなか各国は、21 世紀に向けて、新たに次のようなスポーツ政策ヴィジョンを打ち出してきた。

- カナダ「アクティブ・リビング」1990 年
- 中国「全民健身（国民健康づくり運動）計画」1994 年
- イタリア「2000 年に向けてのスポーツ・ヴィジョン」1994 年
- イギリス「国家・スポーツ振興計画」1995 年
- シンガポール「生涯スポーツ推進計画」1996 年
- オーストラリア「アクティブ・オーストラリア」1997 年
- ニュージーランド「スポーツ参加推進キャンペーン（Push Play）」1997 年
- アメリカ「ヘルシー・ピープル 2010：健康増進・疾病予防に対する国家目標 10 ヶ年計画」 2000 年

スポーツは本来、個人の私的かつ自由な活動領域に属するものとして理解される側面があるが、その一方で現代では、国民の健康の維持増進、社会的連帯感の形成、国民経済の発展をあらためて視野に入れなければならないという点で、先にあげた各国ともスポーツ振興政策をきわめて重視している部分で共通する。とくに、スポーツ先進国といわれるアメリカでは、健康国家の実現に向けて、連邦政府保健福祉省は 2000 年 1 月に「ヘルシー・ピープル 2010」を発表し、「国民の健康生活の質的向上と健康寿命の延伸」と「国民間の健康格差の是正」を最重要課題としながら、28 の重点対策領域（focus areas）と 467 におよぶ具体的な行動目標を提示した。例えば、成人の身体活動として、1 日 30 分以上、定期的に適度な運動を実施する成人の割合が現状で 15%のところ、2010 年までに 30%にすることを目標とすることや、筋力や筋持久力の維持、向上のための身体活動を実施する成人の割合が現状値で 19%のところ、2010 年までに 30%にすることなど、10 年間で達成すべき行動目標が具体的な数値で設定されている。このように、データをできる限り用いて到達状況を評価できるようなかたちで、具体的な数値が提示されているところにアメ

¹² 池田勝「I 体育・スポーツ政策の基本的性格」浅見俊雄ほか編 前掲書 p.6

¹³ 松村和則 前掲書 p.99

リカのスポーツ振興政策の大きな特徴がある。

一方イギリスでは、「小学校入学時からオリンピック大会決勝でテープを切るまでのスポーツ政策」を掲げて、1995年に「国家・スポーツ振興計画」を発表した。その背景には、1996年のアトランタ・オリンピックで金メダルが一個という結果に象徴される近代スポーツの祖国イギリスの近年における国際大会での極度の成績不振がある。この「国家・スポーツ振興計画」において提言された基本方針の最重点項目は、①学校体育・スポーツの改革 (Active Schools) ②学校と地域スポーツクラブとのパートナーシップ (Active Communities) ③ジュニア・アスリートの発掘・育成 (Active sports) の3点である。①学校体育・スポーツの改革 (Active Schools) では、5歳から16歳までの義務教育期間の児童生徒に週二回の体育を必修教科として位置づけることが提言され、昼休みや放課後、週末を利用して週4時間以上の課外スポーツ活動の実施を促し、その目標を達成した学校に対して政府が表彰する制度の導入が図られている。また、②学校と地域スポーツクラブとのパートナーシップ (Active Communities) においては、有名選手や有資格指導者が学校を訪問して直接指導するスポーツ大使制度を実施したり、学校および地域スポーツクラブの施設共同利用に対する助成制度が導入されたりしている。さらに、③ジュニア・アスリートの発掘・育成 (Active sports) では、青少年を対象にした重点強化9種目の競技力向上5ヵ年計画が提唱され、各競技団体を中心に、その強化対策が進められている状況である。

以上のように、健康国家の実現や国際大会における競技力向上など、いずれも各国の事情を反映して最優先で取り組むべき課題に相違があるものの、ターゲットを焦点化したうえで、そのために具体的な施策を講じている点においては同様である。イギリスの場合、近代スポーツの祖国としてのプライドという特異な事情から、競技力向上を前面に押し出してきているが、むしろそうした国は例外的で、その他多くの国々においては、健康国家の実現に向けて、一義的にはスポーツ人口が現状よりも拡大していくためにスポーツ振興政策が展開されているというのがスポーツ振興政策の世界的な動向であり、それは1960年代以降、相対的に一貫しているものといえるだろう。

5. 21世紀に向けた日本のスポーツ政策ヴィジョンは何なのか？

健康国家の実現に向けて、スポーツ人口の拡大を求められてきていることは、日本においても同様である。成人人口の週一回以上のスポーツ実施率が、半数を超えるヨーロッパに対して、日本は24%と北欧諸国の半分にも満たない数値となっている¹⁴。また、「体力・スポーツに関する世論調査」のわが国の運動・スポーツ実施状況（総理府がほぼ3年ごとに実施）をみても、一年間に運動を実施した人の割合は、1976年以降、およそ65%前後を推移している¹⁵。つまり、オリンピックやワールドカップのような世界的スポーツ大会の興隆にみられるように、「みるスポーツ」が急速に隆盛してきているのとは裏腹に、実際に身体を動かす「するスポーツ」の割合は、ここ30年近く同じ傾向が続いているということである。こうした「みるスポーツ」と「するスポーツ」の乖離現象がみられるところに、現在の日本におけるスポーツに関する動向の特徴のひとつを見ることができる。

それでは、日本は世界各国の趨勢にならぬ、21世紀に向けたスポーツ政策ヴィジョンを掲げているのだろうか。結論から言えば、日本もスポーツ振興政策に関する世界的な動向に歩調を合わせるように、平成12年にスポーツ政策ヴィジョンを策定している。それが、昨今、全国各地の生涯スポーツに関する研修会

¹⁴ 成人人口の週一回以上実施者の割合が、スウェーデン54%、スイス54%、フィンランド53%であるのに対し、総理府が1994年10月に実施した「体力・スポーツに関する世論調査」によると、日本は24%と北欧諸国に比べて大きな隔りがある。以上の数値は、SSF 笹川スポーツ財団『スポーツ白書』扇興社1996 p.35図2.3より引用。

¹⁵ SSF 笹川スポーツ財団『スポーツ白書』扇興社1996 p.33図2.2より引用。

や指導者講習会で聞かれることが多くなった「スポーツ振興基本計画」であり、また厚生省が 2000 年 3 月末に第三次国民健康づくり対策として策定した「健康日本 21」である¹⁶。紙幅の関係から「健康日本 21」については、詳細を別稿に譲らざるをえないが、ここではとくに現在のスポーツ振興政策の基盤となっているスポーツ振興基本計画についてみていくことにする。このスポーツ振興基本計画においては、次の 3 点を重点目標として掲げている。

①生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策

国民誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現するために、その目標として、できるだけ早い時期に、成人の週一回以上のスポーツ実施率を 50%（二人に一人）になることを目指す。

②わが国の国際競技力の総合的な向上策

オリンピック競技大会をはじめとする国際競技大会におけるわが国のトップレベル競技者の活躍は、国民に夢や感動を与え、明るく活力ある社会の形成に寄与することから、世界で活躍できる競技者の養成・強化を積極的に推進する。具体的には、わが国のメダル獲得率は、1996 年（平成 8 年）のオリンピック競技大会において 1.7%まで低下していることを踏まえ、早期にメダル獲得率が倍増し、3.5%となるよう、わが国のトップレベルの競技者の養成・強化に向けた諸施策を総合的・計画的に推進する。

③生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進するための方策

生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現と国際競技力の向上を目指し、生涯スポーツ及び競技スポーツと学校体育・スポーツとの連携を推進する。

このような三つの方策を実現するための具体的な施策として展開されているのが、「総合型地域スポーツクラブ」であり、文部科学省は、こうした総合型地域スポーツクラブを、平成 22 年度までのおよそ 10 年間に、全国の市区町村に少なくとも一つ設立することを目標にしている。

6. 総合型地域スポーツクラブの特徴

総合型地域スポーツクラブを育成していく際の主な柱としては、次の 7 つを掲げることが多く、そのことは、そのまま総合型地域スポーツクラブの特徴として置き換えることができる。

- ①多種目：複数の種目が用意されていて、いつでも自分の好きな種目を選んで楽しむことができる。
- ②多世代：子供から高齢者まで、性別や年齢に関係なく誰でもが楽しむことができる。
- ③自主運営：ボランティアによる自主運営を基本として、自分たちの力でクラブを運営できる。
- ④拠点施設：地域のスポーツ施設を有効に活用しながら、コミュニティの場としても活用できる。
- ⑤受益者負担：クラブは参加する会員の会費によって運営され、様々なサービスを受けることができる。
- ⑥一貫指導：初級者から上級者、子供から大人まで一貫した指導を有資格指導者から受けることができる。
- ⑦多様性：初心者から競技者まで、どんなレベルの人でも指導を受けることができる。

¹⁶ ガン、心臓病、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病の予防による壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を実現することを目的にしている。

総合型地域スポーツクラブにおいては、地域住民が中心となり、「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでも」をスローガンに、自主運営型・複合型のクラブ作りを目指している点で、日本における社会体育の発想を大きく転換させようとするものであるといえる。それは、従来、学校や企業がスポーツ活動の中心であったスポーツの環境を、「地域」というものを前面に押し出しながら、クラブ会員による自主的な運営の体制に書き換えようとする大胆な試みであり、行政主導のもとで展開されることが多かった社会体育を、地域住民が主導となる社会体育へ移行させようとする試みといえるだろう。そしてこうした試みの背景には、総合型地域スポーツクラブを育成することで期待される以下のようなメリットの想定がある¹⁷。

- スポーツが生活の一部になり、スポーツ文化の醸成に繋がる
- 青少年の健全育成
- 地域教育力の回復
- 地域コミュニティの形成による地域の活性化
- スポーツ施設の有効利用
- 親子や家族の交流
- 世代間交流の促進
- 地域の健康水準の改善による医療費の軽減
- 高齢者の生きがい作り

このように、単なるスポーツの問題だけに還元することのできない、現代社会が抱える課題を解決するための契機として、「万能薬」的な期待を集めているという側面が、総合型地域スポーツクラブ育成事業の大きな特徴であり、2010年までには各自治体に少なくともひとつの総合型地域スポーツクラブを設立するという具体的目標が提示されていることから、全国の自治体やスポーツ関連団体では、この育成事業に関する関心が高まってきている。

7. むすびにかえて

これまで、「生涯スポーツ」の源流を求めながら、現在までのスポーツ振興政策の変遷をみてきた。そこから浮き彫りになってきたことは、Sport for All（みんなのスポーツ）ムーブメントが起点となり、国民の誰もが日常生活の身近な場で定期的にスポーツに親しみ、健康で活力ある社会、つまり健康国家の実現に向けて、一義的にはスポーツ人口を現状よりも拡大していくためにスポーツ振興政策が展開されてきたという史実である。スポーツとは縁遠い老人や女性、子供、身体障害者といった人々を対象に、その機会を幅広く提供することを意図しながら、生涯にわたり継続的にスポーツに親しむことを目標に、スポーツに対する国民の意識の変革を主なねらいとしたなかで、それらの目標を総称するものとして「生涯スポーツ」という言葉が浸透し、スポーツ振興政策も展開されてきたのである。

このように考えると、日本のスポーツ振興基本計画が策定され、そのなかで「生涯スポーツ社会の実現に向けた、地域におけるスポーツ環境の整備充実方策」を第一に掲げながら、「その目標として、できるだけ早い時期に、成人の週一回以上のスポーツ実施率を50%（二人に一人）になることを目指す」という

¹⁷ 財団法人日本スポーツクラブ協会編（文部科学省委嘱事業）『総合型地域スポーツクラブマネージャー養成講習会テキスト』文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課 2001より、筆者らが抜粋して要約した。

ことは、Sport for All（みんなのスポーツ）ムーブメントを始点としたスポーツ振興政策と同じ方向性をもつものといえるだろう。こうした文脈から、「いつでも、どこでも、誰とでも、いつまでも」を謳いながら、総合型地域スポーツクラブの育成を図ろうとすることは、生涯スポーツ社会の実現を直接的に志向している点において、現在の世界的動向と連接するものと捉えることができる。

しかしながら同時に、その基本計画で「わが国の国際競技力の総合的な向上策」を掲げて、国際競技大会におけるメダル獲得率の倍増を図ることにおいても、総合型地域スポーツクラブの育成へと結び付けられる。総合型地域スポーツクラブの特徴のひとつとして、しばしば挙げられる「一貫指導」というのは、そうした競技力向上の一翼を総合型地域スポーツクラブに担わせようとしたものに他ならない。国際競技力の総合的な向上策を考えると、一貫した指導システムを構築することはたしかに重要であるが、Sport for All（みんなのスポーツ）ムーブメントを起点とする現在のスポーツ振興政策の本来の源流は、競技志向の地平を乗り越えて、その方向と異なるベクトルから生じてきたものである。「自発的・自主的活動としてのスポーツを国民誰もが行えるようにする条件整備を目指し、憲法規定に則った『権利』としてスポーツ活動を位置づけ」¹⁸ていくことが、スポーツ振興政策の目的であり目標であるはずなのに、日本においては国際競技力の総合的な向上策に連結されることで、いつの間にか競技力向上のための意味合いもスポーツ振興政策のコンテキストに重ねられ、総合型地域スポーツクラブ育成の目標もそこに向けられてしまう。

総合型地域スポーツクラブを育成する過程で、当面、その中核を担うことを期待されるのは、競技志向の強いスポーツ団体やスポーツの専門家たちである。しかしながら、そうした競技水準の高い集団は、スポーツ振興政策に関する世界的潮流のなかでその論点と自らの座標を定めきれないままである。このような現状からすると、総合型地域スポーツクラブ育成の過程において、スポーツを娯楽や余暇として楽しむとする集団と対立や軋轢が生じてくるのも、むしろ当然の帰結といえるだろう。

総合型地域スポーツクラブを全国的に展開していこうとする現在、Sport for All（みんなのスポーツ）ムーブメントの歴史的位相から捉え返しながら、総合型地域スポーツクラブに混在する様々な期待を解きほぐしていく必要がある。青少年の健全育成や地域教育力の回復、地域コミュニティの形成や親子や家族の交流など、総合型地域スポーツクラブを育成するメリットを、いわば「万能薬」的に喧伝する総合型地域スポーツクラブであるが、これらのメリットを喧伝すればするほど、総合型地域スポーツクラブ育成事業の目標やターゲットは際限なく広がり、総合型地域スポーツクラブの本来目指す目標がぼやけてしまう陥穽に、とりわけ留意しなければならない。生涯スポーツのコンテキストからスポーツ振興政策の論点を照らし出すとき、スポーツを習慣的に実践していない、いわゆる「スポーツ非習慣層」を、いかに習慣的に実践する「スポーツ習慣層」に転換させていくかということが大きな論点なのであり、スポーツ習慣層を視野の中心に置いてきた従来の日本における体育・スポーツの風景とは大きく異なる風景を描こうとしている点で、われわれはこれまで経験したことのない大きな過渡期のなかにいるということを認識しておく必要がある。

2010年までに各自治体に少なくともひとつは設置されることが期待される総合型地域スポーツクラブであるが、「万能薬」的な議論で、ターゲットをむやみに押し広げることなく、生涯スポーツの本来的に目指す部分が総合型地域スポーツクラブ育成の議論の基盤として定められてくることが重要である。そうした基盤が全国各地で醸成されてこないかぎり、地域住民やスポーツ関連団体の垣根を越えた総合型地域スポーツクラブの実現は、単なる夢に終わってしまう可能性がある。

¹⁸ 松村和則 前掲書 p.95

参考文献

- 1) 浅見俊雄ほか編『現代体育・スポーツ体系』第4巻 講談社 1984
- 2) 江刺正吾「現代イギリスにおけるスポーツ政策の検討：The Sports Councilを中心に」『スポーツ政策論』体育社会学研究会編 道和書院 1987
- 3) 小林勉「途上国におけるスポーツ政策の行方：推し進められる Sport for All 運動の背景（ヴェネツィア共和国の事例より）」国際開発研究フォーラム 14 号 1999
- 4) 早川武彦『地球時代のスポーツと人間』創文企画 1995
- 5) 松村和則「生涯スポーツ，コミュニティ・スポーツを考える」『スポーツ社会学講義』森川貞夫・佐伯聰夫編 大修館書店 1989
- 6) 中村敏雄編『スポーツ政策』大修館書店 1983
- 7) 成田十次郎編『スポーツと教育の歴史』不昧堂出版 1988
- 8) 総理府編『観光白書』大蔵省印刷局 1994
- 9) SSF 笹川スポーツ財団『スポーツ白書』扇興社 1996
- 10) 余暇開発センター『レジャー白書 95』
- 11) 日本スポーツクラブ協会編『総合型地域スポーツクラブマネージャー養成講習会テキスト』文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課 2001

(2002年12月16日 受理)